

秋田県公報

目 次

ページ

条 例

○秋田県県税条例等の一部を改正する条例(三三・税務課) …… 3

この号で公布された
条例のあらまし

◇秋田県県税条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第三三三号)

1 秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二四号)の一部改正(第一条による改正)

(一) 県民税

(1) 所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成一一年から平成一八年まで又は平成二一年から平成二五年までの間に居住の用に供した場合、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額から前年分の所得税の額(住宅借入金等特別税額控除等の税額控除の適用があった場合には、その適用がなかったものとして計算した額)を控除した金額につき、その五分の二に相当する金額(所得税の課税総所得金額等の合計額の一〇〇分の二に相当する金額(当該金額が三九、〇〇〇円を超える場合には、三九、〇〇〇円)を限度とする。)を所得割の額から控除することとした。

(附則第四条の二の二関係)

(2) 個人が、平成二一年一月一日から平成二二年一月三十一日までの間に取得をした土地等とその年一月一日において所有期間が五年を超えるものの譲渡をした場合には、当該土地等に係る長期譲渡所得の金額から一、〇〇〇万円(当該長期譲渡所得の金額が一、〇〇〇万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額)を控除することとした。

(附則第九条関係)

(3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成二六年度まで延長することとした。(附則第一〇条関係)

(4) 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象に、平成二一年一月四日において特定管理株式であった株式で同月五日に特定管理口座から払い出されたものうち同日以後に同一銘柄の株式を売買していないことが証明されたものを追加することとした。(附則第一二条の二の二関係)

(5) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に、金融商品取引所に上場されている有価証券を平成二二年一月一日以後に譲渡等をしたことによる譲渡所得を追加することとした。(附則第一二条の四関係)

(二) 不動産取得税

(1) 事業協同組合等が独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成一四年法律第一四七号)に規定する資金の貸付けを受けて取得した一定の不動産をその組合員等に譲渡した場合における納税義務の免除措置について、対象から商店街振興組合が取得した不動産を譲渡した場合を除くこととした。(第七六条の五関係)

(2) 農地保有合理化法人が取得する土地に係る納税義務の免除措置について、対象に農業経営基盤強化促進法(昭和五五年法律第六五号)に規定する農地利用集積円滑化団体が取得する土地を追加することとした。(第七六条の六、第七六条の七及び附則第一七条関係)

(3) 次に掲げる特例措置等の適用期限を次のとおり延長することとした。
ア 住宅及び土地の取得に係る税率を三%(本則四%)とする特例措置 平成二四年三月三十一日(現行平成二二年三月三十一日)まで(附則第一五条関係)
イ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置 平成二三年三月三十一日(現行平成二二年三月三十一日)まで(附則第一六条関係)

ウ 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四一年法律第一二六号)の規定に基づき入会権者等が入会林野整備等のために取得する土地に係る税額の減額措置 平成二三年三月三十一日(現行平成二二年三月三十一日)まで(附則第一六条関係)
エ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置 平成二四年三月三十一日(現行平成二二年三月三十一日)まで(附則第一六条の二関係)

(4) 産業活力再生特別措置法(平成一一年法律第一三一号)に規定する認定事業再構築事業者等が認定事業再構築計画等に従った事業譲渡により取得する不動産に係る税額の減額措置について、対象に同法に規定する要件を満たす資産の譲渡により取得する不動産を追加することとし、その適用期限を平成二三年三月三十一日(現行平成二二年三月三十一日)まで延長することとした。(附則第一六条関係)

(5) 生前一括贈与により取得する農地等に係る徴収猶予措置について、徴収猶予を受けている者が障害等により営農継続が困難な状態となり農地等の貸付けを行った場合で生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予の継続が認められるときは、徴収猶予の継続を認めることとした。(附則第一八条関係)

(二) 自動車取得税

(1) 自動車取得税を目的税から普通税とすることとした。

(第三條及び第二章第七節關係)

(2) 次に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、自動車取得税の税率を七五%軽減することとした。(附則第一八條の四關係)

ア 車両総重量が三・五トンを超える二トン以下のディーゼル自動車のうち、平成二二年排出ガス保安基準に適合し、かつ、基準燃費性能を満たすもの

イ 車両総重量が一・二トンを超えるディーゼル自動車のうち、平成二二年排出ガス保安基準に適合し、かつ、基準燃費性能を満たすもの

ウ 平成一七年排出ガス保安基準より七五%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車であつて、基準燃費性能より二五%以上燃費性能が良いもの

(3) 次に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、税率を五〇%軽減することとした。(附則第一八條の四關係)

ア 車両総重量が三・五トンを超えるディーゼル自動車のうち、平成一七年排出ガス保安基準に適合し、かつ、当該基準より一〇%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであつて、基準燃費性能を満たすもの

イ 平成一七年排出ガス保安基準より七五%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車であつて、基準燃費性能より一五%以上燃費性能が良いもの

(4) 電気自動車、一定の排出ガス基準値を満たす天然ガス自動車及び車両総重量が三・五トンを超えるハイブリッド自動車に係る税率の特例措置(税率から二・七%を軽減)について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とするとともに、その適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一八條の四關係)

(5) 初めて新規登録等を受けるもの以外のプラグインハイブリッド自動車の取得が平成二十四年三月三十一日に行われたときに限り、税率から二・四%を軽減することとした。(附則第一八條の四關係)

(6) 車両総重量が三・五トンを超えるもの以外のハイブリッド自動車に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車で、基準燃費性能より二五%以上燃費性能が良いものに限定するとともに、税率

から軽減する率を一・六%(現行一・八%)としたうえ、その適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一八條の四關係)

(7) ディーゼル自動車に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすることとした。(附則第一八條の四關係)

(8) 一定の環境性能を有する自動車に係る課税標準の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすることとした。(附則第一八條の四關係)

(四) 軽油引取税

軽油引取税を目的税から普通税とすることとした。(第三條及び第二章第七節の二關係)

2 秋田県産業廃棄物税条例(平成一四年秋田県条例第七三號)の一部改正(第二條による改正)

引用している地方税法施行令(昭和二五年政令第二四五號)の条項を改めることとした。(第六條關係)

3 秋田県県税条例の一部改正(第三條による改正)

(一) 平成二二年一月一日から平成二二年二月三十一日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の軽減税率(三%(本則五%))の特例を一年延長することとした。(附則第四項關係)

(二) 平成二二年一月一日から平成二二年二月三十一日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の軽減税率(三%(本則五%))の特例を一年延長することとした。(附則第五項關係)

(三) 平成二二年一月一日から平成二三年二月三十一日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を一・二%(本則二%)とすることとした。(附則第一〇項、附則第一四項及び附則第一八項關係)

(四) その他所要の規定の整理を行うこととした。

4 施行期日等

(一) この条例は、一部を除き、次のとおり施行することとした。

(1) 一(一)及び(4) 平成二二年一月一日

(2) 一(二) 平成二二年四月一日

(3) 一(三) 平成二三年一月一日

(4) 一(四)及び(五) 農地法等の一部を改正する法律(平成二一年法律第 号)の施行の日

(5) 一(二)(4) 我が国における産業活動の革新等を図るための

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二一年法律第 号)の施行の日

(6) (1)及び(5)以外の部分 平成二二年四月一日

(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

(三) 秋田県県税に關する証明等手数料徴収条例(昭和五一年秋田県条例第三三號)ほか三條例について所要の規定の整理を行うこととした。

条 例

秋田県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十三号

秋田県県税条例等の一部を改正する条例

(秋田県県税条例の一部改正)

第一条 秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 削除」を

「第七節 自動車取得税(第一百五一条―第一百五一条)」

第七節の二 軽油引取税(第一百六一条―第一百二十二条の十八)」に、

第二節 軽油引取税(第一百七十五条―第一百九十条)

十四条の十二)

を「第一節及び第二節 削除」に改める。

三条)

「ゴルフ場利用税

「自動車取得税

第三条第一号中「ゴルフ場利用税」を 自動車取得税

に改め、同条第二号中 軽油引取税

を「狩猟税」に改める。

軽油引取税

狩猟税

第五条第一項ただし書中「の各号」を削り、同条第二項中「の各号」を削り、第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 自動車取得税の賦課徴収に関する事項

第八条第一項中第十号及び第十一号を削り、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 自動車取得税 自動車を取得した者の住所の所在地。ただし、当該取得者が県内に住所を有しない場合にあつては、自動車の主たる定置場の所在地

八 軽油引取税

(一) 第一百六条第一項又は第二項の規定により課税されるもの 特約業者又は元売業者の事務所又は事業所の所在地。ただし、県内に事務所又は事業所を有しない場合にあつては、秋田市

- (二) 第一百六条第三項の規定により課税されるもの 特約業者又は元売業者の事業所の所在地
- (三) 第一百六条第四項の規定により課税されるもの 特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者の事業所の所在地
- (四) 第一百六条第五項の規定により課税されるもの 炭化水素油を内燃機関の燃料として消費した自動車の主たる定置場の所在地
- (五) 第一百六条第六項の規定により課税されるもの 特別徴収義務が消滅した時において所有している軽油を直接管理する事務所又は事業所の所在地

(六) 第一百七条第一項の規定により課税されるもの 同項第一号若しくは第二号の消費又は第五号の消費若しくは譲渡については、当該消費又は

当該消費若しくは譲渡をする者の当該消費又は当該消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地、同項第三号又は第四号の譲渡又は消費については、当該譲渡又は消費した軽油に係る免税証の交付を受けた地、同項第六号の輸入については、当該輸入をする者（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の輸入の許可を受ける場合には当該許可を受ける者をいう。）の当該輸入について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地

第三十条の二第三項中「資本金等の額（法人税法）」を「資本金等の額が」に、「資本金等の額が」を「資本金等の額が」に改める。

第三十六条の二第三項中「寄附金は、」の下に「賦課期日現在において」を加える。

第七十六条の五第一項中、「協同組合連合会又は商店街振興組合」を「又は協同組合連合会」に改める。

第七十六条の六の見出し中「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有合理化法人等の」に改め、同条第一項中「第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が、同項第一号」を「第八条第一項又は第十二条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条及び次条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第四条第二項第一号」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第二項中「前項の農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「より同項」を「より前項」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改める。

第七十六条の七第二項中「農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第三項中「前項の農地保有合理化法人が同項」を「農地保有合理化法人等が前項」に改める。

第七十六条の九第一項中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。
第七十九条に次の二項を加える。

3 不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第一項第二号の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて、同号の規定によつて減免すべき額に相当する税額を還付する。

- 4 第六十三条第八項及び第九項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。
- 第九十五条第二項中「第九十二条」を「第二百二十二条の十六」に改める。
- 第二章第七節を次のように改める。

第七節 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

第二百五条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。

- 2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車(自動車に付加して一体となつてゐる物として令に規定するものを含む。)をいい、同法第三条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの(側車付二輪自動車を含む。)を除くものとし、前項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他令に規定する自動車の取得を含まないものとする。

(自動車取得税のみならず課税)

第二百六条 前条第一項の自動車(以下この節において「自動車」という。)の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得(以下この節において「自動車の取得」という。)と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

- 3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の令に規定する自動車の取得をした者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。)以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合(当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。)においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第七条の規定による登録を受けたとき(当該登録前に第一項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。)、同法第六十条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき(同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

- 4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車をこの条例の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供す

ることを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

(自動車取得税の課税標準)

第七十七条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、法施行規則に規定するところにより算定した金額を前項の取得価額とみなす。

一 無償でされた自動車の取得

二 自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で令に規定するものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で令に規定するもの

三 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第五百五十三条の負担付贈与(被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第千二条第一項の負担付遺贈を含む。)に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

四 前条第三項又は第四項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当該自動車の取得

(自動車取得税の税率)

第八十八条 自動車取得税の税率は、百分の三とする。

(自動車取得税の免税点)

第九十九条 自動車の取得価額が十五万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の徴収の方法)

第一百十条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第一百一十一条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、申告書を秋田地域振興局長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録、同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)又は同法第九十七条の三の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

二 道路運送車両法第十三条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)

三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は法施行規則に規定する自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当

該記入の時)又は法施行規則に規定する日

四 前三号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 前項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第二百二十九条第四項の規定による決定の通知があるまでは、前項の規定によつて申告納付することができる。

3 前二項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第二百二十九条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、修正申告書を秋田地域振興局長に提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

4 自動車取得税の納税義務者は、前三項の規定により自動車取得税額を納付する場合(法第三十一条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、これらの規定による申告書又は修正申告書に証紙をはることに代えて、収納計器で当該申告書又は修正申告書に納付すべき自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額の表示を受けることにより納付しなければならない。ただし、収納計器による表示の方法により納付することができない場合には、当該自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。

5 自動車取得税の納税義務者は、第二項又は第三項の場合には、前項の収納計器により金額の表示を受けることに代えて、その表示を受けるべき金額に相当する現金を納付することができる。

(自動車取得税の報告)

第一百十二条 自動車の取得をした者は、その取得価額が十五万円以下である場合又は当該自動車の取得が法第一百五十五条第二項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、前条第一項各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、報告書を秋田地域振興局長に提出しなければならない。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第一百十三条 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 秋田地域振興局長は、自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて当該自動車の取得に係る自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 前項の規定による徴収の猶予がされた場合には、その徴収の猶予がされた税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予がされた期間に対応する部分の金額を免除する。

4 秋田地域振興局長は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第一項の規定の適用がないことが明らかになったときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付しなければならない。

5 法第十五条第四項及び法第十五条の二第二項の規定は第二項の規定による徴収の猶予について、法第十五条の三第三項の規定は前項の規定による徴収の猶予の取消しについて準用する。

6 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第一項の規定の適用があることとなったときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

7 秋田地域振興局長は、前項の規定により自動車取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

8 前二項の規定によつて自動車取得税に係る徴収金を還付し、又は充当する場合においては、第六項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

9 第二項の申告又は第六項の申請は、申告書又は申請書を秋田地域振興局長に提出してしなければならない。

(自動車返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納税義務の免除)

第一百四十四条 自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で法施行規則に規定するものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除する。

2 前項の申請は、申請書を秋田地域振興局長に提出してしなければならない。

3 前条第七項の規定は、第一項の規定により自動車取得税額を還付する場合について準用する。

(自動車取得税の減免)

第一百五十五条 秋田地域振興局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免する。

一 日本赤十字社の救急自動車、巡回診療の用に供する自動車又は血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得

二 秋田県厚生農業協同組合連合会の救急自動車又は巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得

三 身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの(以下「身体障害者」という。)が自ら運転する自家用自動車又は身体障害者若しくは精

神障害者（精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものをいう。以下「精神障害者」という。）（以下「身体障害者等」という。）のた
めに当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自家用自動車のうち規則で定めるものに係る当該身体障害者等の自動車の取得（身体障害者
で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者にあつては、その者と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）で、秋田地域振興局長が必要と認める
もの

四 身体に障害を有する者又は精神に障害を有する者で規則で定めるもののみで構成される世帯に属する身体障害者等のために当該身体障害者等を
常時介護する者が運転する自家用自動車のうち規則で定めるものに係る当該身体障害者等の自動車の取得（身体障害者で年齢十八歳未満のもの又
は精神障害者にあつては、その者以外の者で当該世帯に属するものの自動車の取得を含む。）で、秋田地域振興局長が必要と認めるもの

五 取得した自動車がその取得の日から一月以内に震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（次号において「災害」という。）により
滅失し、又は損壊した場合における当該自動車の取得

六 災害により滅失し、又は損壊した自動車（前号の規定により減免を受けた自動車を除く。）に代わるものと秋田地域振興局長が認める自動車を
当該滅失又は損壊の日から三月以内に取得した場合における当該自動車の取得

七 第三百三十六条の三第一項に規定する自動車の取得

八 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車又は専ら身体障害者が運転するために構造変更がなされた営業用自動車の取
得（第三号、第四号及び前号に掲げるものを除く。）

2 前項の申請は、申請書を秋田地域振興局長に提出してしなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、自動車取得税の減免に関し必要な事項は、規則で定める。

4 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第一項第五号の規定の適用があることとなつたときは、減免すべ
き額に相当する税額を還付する。

5 前項の規定により自動車取得税額を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれ
に充当する。

6 第四項又は前項の規定によつて自動車取得税額を還付し、又は充当する場合においては、第一項の規定による減免の申請があつた日から起算して
一月を経過する日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

第二章第七節の次に次の一節を加える。

第七節の二 軽油引取税

（軽油引取税の納税義務者等）

第一百六条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの（法第四十四条の二第一項に規定する軽油の納入地が県内にあるものに限る。）に対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下同じ。）で軽油又は揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）以外のもの（同法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第二百二十二条の十六第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者（以下この節において「石油製品販売業者」という。）が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し、若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第二百二十二条の十六第一項第一号若しくは第二号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、第二百二十二条の十六第一項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第七項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の保有者に

課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で令に規定するところによつて算定したものを課税標準として、その者に課する。

（軽油引取税のみならず課税）

第一百七十七条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

一 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

二 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

三 法第四十四条の六に規定する軽油の引取りを行つた者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡

四 法第四十四条の六に規定する軽油の引取りを行つた者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

五 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡

六 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用に供することができるものと認められる炭化水素油で令に規定するものを除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、令に規定するところにより、あらかじめ、地域振興局長にその旨を届け出て、その承認を受けなければならない。

（軽油引取税の補完的納税義務）

第一百八十八条 第二百二十二条の十六第一項第一号又は第二号の規定に違反して地域振興局長の承認を受けずに製造された軽油について、第一百六条第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下この条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又

はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で令に規定するものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の事業所若しくは前条第一項第五号に掲げる軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（以下この項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

（特約業者の指定等）

第一百十九条 地域振興局長は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者（令に規定する要件に該当する者を除く。）で、その所管区域内に主たる事務所又は事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定するものとする。

2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して一年とする。ただし、仮特約業者が次条第一項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

3 地域振興局長は、仮特約業者が令に規定する要件に該当することとなつたときその他令に規定する場合には、仮特約業者の指定を取り消すものとする。

第二百十条 地域振興局長は、所管区域内に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることその他の令に規定する要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定するものとする。

2 特約業者の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する地域振興局長は、特約業者が前項に規定する要件に該当しなくなつたときその他令に規定する要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すものとする。

（軽油引取税の税率）

第二百十一条 軽油引取税の税率は、一キロリットルにつき、一万五千元とする。

（軽油引取税の徴収の方法）

第二百十二条 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第一百十六条第三項から第六項まで又は第一百十七条第一項の規定によつて軽油引取税を課する場合及び特別の必要があつて知事が指定する場合における徴収については、申告納付の方法による。

2 法第四百四十四条の二十二第四項又は法第四百四十四条の二十五第五項の規定によつて軽油引取税を課する場合における徴収については、普通徴収の方法による。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

第二百二十二条の二 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者その他軽油引取税の徴収の便宜を有する者で規則で定めるものとする。

2 軽油引取税の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。
(軽油引取税の申告納入)

第二百二十二条の三 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る法第四十四条の第十四第二項に規定する課税標準量及び税額並びに法第四十四条の五又は第四十四条の六の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要事項を記載した法第四十四条の第十四第二項の納入申告書を地域振興局長に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

2 前項の課税標準量は、当該引取りに係る軽油の数量から令に規定する数量を控除した数量とする。

3 第一項の場合において、法第四十四条の五又は第四十四条の六の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、法第四十四条の二十一第一項に規定する免税証(以下「免税証」という。)その他当該数量を証するに足りる書面を添付して地域振興局長の承認を受けなければならない。

4 第二百二十二条の五第四項に規定する登録特別徴収義務者は、第一項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

(軽油引取税の申告納付)

第二百二十二条の四 第二百二十二条第一項ただし書の規定によつて軽油引取税を申告納付すべき納税者は、法第四十四条の十八第一項各号に規定する申告書を地域振興局長に提出し、及びその申告した税額を納付書によつて納付しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第二百二十二条の五 軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合にはその五日前までに、事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合にはその指定された日の五日後までに、その引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合にはその納入の日の属する月の翌月の末日までに、特別徴収義務者としての登録を地域振興局長に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

2 前項の登録を申請する場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合

(一) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

(二) 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名

- (三) 軽油の貯蔵設備がある場合は、その概要
 - (四) 事務所又は事業所の事業開始年月日
 - (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、規則で定める事項
- 二 事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合
- (一) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
 - (二) 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
 - (三) 軽油の貯蔵設備がある場合は、その概要
 - (四) 特別徴収義務者として指定された日
 - (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、規則で定める事項
- 三 引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合
- (一) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
 - (二) 軽油の納入地
 - (三) 当該納入を受ける者の住所及び氏名又は名称
 - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 地域振興局長は、第一項の登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するものとする。
- 4 登録特別徴収義務者(前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この条において同じ。)は、登録をした事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から五日以内にその変更の登録を申請しなければならない。
- 5 地域振興局長は、登録特別徴収義務者から登録の消除の申請があつたとき又は当該登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときには、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。
- 6 地域振興局長は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。
- 一 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなつたこと。
 - 二 県内において一年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われないこと。
- (軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付等)

第二百二十二条の六 地域振興局長は、前条第一項の登録又は同条第四項の変更の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務

所又は事業所を有するものに対し、その者の事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する法第四百四十四条の十六第一項の証票を交付する。

2 前項の証票の交付を受けた者は、これを事務所又は事業所の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。

3 軽油引取税の特別徴収義務者が第一項の証票を亡失し、又は破損した場合においては、亡失した場合にあつてはそのてん末を記載した書面を、破損した場合にあつてはその破損した証票を添えて直ちに再交付を申請し、新たに証票の交付を受けなければならない。

4 第一項の証票の交付を受けた者は、軽油引取税の特別徴収の義務が消滅した場合又は事務所若しくは事業所を廃止した場合には、その消滅し、又は廃止した日から十日以内にその証票を地域振興局長に返納しなければならない。

(軽油引取税に係る免税の手続)

第二百二十二条の七 法第四百四十四条の六に規定する用途に供するため、同条の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油(以下「免税軽油」という。)の引取りを行おうとする同条に規定する者(以下「免税軽油使用者」という。)は、あらかじめ、免税証の交付を受けようとする地域振興局長に法第四百四十四条の二十一第二項の申請書を提出して同項の免税軽油使用者証(以下「免税軽油使用者証」という。)の交付を受けておかなければならない。この場合において、免税軽油使用者のうち地域振興局長の承認を受けた者にあつては、二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。

2 前項の場合において、主たる事務所若しくは事業所又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所の所在地を所管する地域振興局長から免税証の交付を受けようとする免税軽油使用者は、県外に当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所を有する場合にあつては令に規定する届出書の写しを、当該地域振興局長以外の地域振興局長の所管する区域に当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所を有する場合にあつては第二百二十二条の九の規則で定める届出書の写しを提出しなければならない。

3 地域振興局長は、第一項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が法第四百四十四条の六に規定する用途に該当しないときその他令に規定するときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

4 免税軽油使用者証の交付を受けた者(第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者)が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があるとき、当該免税軽油使用者証を交付した地域振興局長は、当該免税軽油使用者証の返納を命ずることができる。

5 前各項に定めるもののほか、免税軽油使用者証の申請の手続、免税軽油使用者証の有効期間その他免税軽油使用者証に関する事項は、令に規定するところによる。

第二百二十二条の八 免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする場合においては、その都度、前条第一項の規定によりあらかじめ交付を受けてい

る免税軽油使用者証を提示して法第四十四条の二十一第一項の規定による申請書を地域振興局長に提出しなければならない。

2 前条第四項の規定は、免税証について準用する。

3 前二項に定めるもののほか、免税証の申請の手続、免税証の有効期間その他免税証に関する事項は、令に規定するところによる。

第二百二十二条の九 県内に免税軽油の使用に係る事務所又は事業所を有する免税軽油使用者は、法第四十四条の二十一第一項ただし書の規定により主たる事務所若しくは事業所所在地の都道府県知事又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所所在地の都道府県知事に免税証の交付を申請しようとする場合にあつては令に規定する届出書を、主たる事務所若しくは事業所又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所の所在地を所管する地域振興局長に免税証の交付を申請しようとする場合（当該地域振興局長以外の地域振興局長の所管する区域に当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所を有する場合に限る。）にあつては規則で定める届出書を当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所の所在地を所管する地域振興局長に提出しなければならない。

（免税軽油の引取り等に係る報告義務）

第二百二十二条の十 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第二百二十二条の七第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この条において同じ。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油（免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。以下この条において同じ。）の引取りに関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）、当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称、当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項並びに前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）その他の法施行規則に規定する事項を記載した報告書を、当該免税軽油使用者証を交付した地域振興局長に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、この限りでない。

（軽油引取税の徴収猶予の申請）

第二百二十二条の十一 法第四十四条の二十九第一項の規定による徴収猶予の申請をする軽油引取税の特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地域振興局長に提出しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- 二 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名
- 三 軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を第二百二十二条の三第一項の納期限までに受け取ることができなかつた理由及びその受け取ることが

できなかつた金額

四 提供する担保

五 徴収猶予を受けようとする税額

六 徴収猶予を受けようとする期間

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等)

第二百二十二条の十二 法第四百四十四条の三十第一項の規定により還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、法施行規則に規定する申請書に当該還付又は納入義務の免除を必要とする事由を証明すべき書類を添付して、これを地域振興局長に提出しなければならない。

2 法第四百四十四条の三十第一項の規定により、軽油引取税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

(軽油を返還した場合における措置)

第二百二十二条の十三 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から一月以内に次に掲げる事項を記載した書面を地域振興局長に提出しなければならない。

一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

二 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名

三 販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量

四 販売契約の解除の理由及び解除のあつた年月日

五 返還に係る軽油の数量及び返還のあつた年月日

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第四百四十四条の三十一第一項の規定により納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した申請書を地域振興局長に提出しなければならない。

一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

二 前項第二号から第五号までに掲げる事項

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前二項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類を添付しなければならない。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行つた後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第二百二十二条の十四 法第四百四十四条の二十一第八項に規定する免税取扱特別徴収義務者は、法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した申請書を地域振興局長に提出しなければならない。

一 免税取扱特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
二 事務所又は事業所の名称及び所在地並びに事務所又は事業所の代表者の氏名

三 納入の免除又は還付を受けようとする理由及び事由発生の日

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、免税証を交付したものの承諾書を添付しなければならない。

(法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項の承認)

第二百二十二条の十五 免税軽油使用者は、法第四百四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により地域振興局長の承認を受けようとする場合においては、承認申請書に次に掲げる事項についてその事実を証するに足りる書類を添付して地域振興局長に提出しなければならない。

一 免税軽油使用者が第二百二十二条の八の規定により免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量

二 前号に掲げる軽油の数量のうち、地域振興局長が交付した免税証に係る軽油の数量

三 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要がある理由

四 前号に掲げる軽油を免税用途に供した年月日及びその数量

五 第三号に掲げる軽油の引渡しを行つた軽油の販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称

六 第三号に掲げる軽油について免税証の交付を申請することができなかつた理由

七 前各号に掲げるもののほか、地域振興局長が指定した事項

2 地域振興局長は、前項の承認をした場合は、承認書を同項の免税軽油使用者に交付する。

(製造等の承認を受ける義務等)

第二百二十二条の十六 元売業者(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、法第四百四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。)、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費(以下この条において「製造等」という。)を行う時期、数量その

他の法施行規則に規定する事項を定めて、製造等を行う場所（第四号に掲げる場合にあつては、当該自動車の主たる定置場）の所在地を所管する地域振興局長の承認を受けなければならない。

一 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき。

二 前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。

三 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。

四 燃料炭化水素油（この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。）を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。

2 前項の場合において、地域振興局長は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。

3 第一項の承認を受けた者は、帳簿を備え、製造等を行った時期、数量その他当該承認を受けた事項に関する事実をこれに記載しなければならない。

4 第一項の承認を受けた者は、前項の規定により備付けをしなければならない帳簿の全部又は一部について、法第七百四十八条第一項の承認を受けた帳簿に係る電磁的記録の備付けをもつて当該承認を受けた帳簿の備付けに代えることができる。

5 第一項の承認は、製造等承認証を交付して行う。

6 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき又は当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。

7 第一項第三号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するときは、自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成して、当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管しなければならない。

8 自動車の保有者は、第一項第三号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、前項の自動車用炭化水素油譲渡証を携帯していなければならない。

（事業の開廃等の届出）

第二百二十二条の十七 特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等（軽油の製造又は輸入をすることを業とする者で元売業者以外のものをいう。

以下この条において同じ。）は、事業を開始しようとするときは、その旨を、当該事務所又は事業所ごとに、主たる事務所又は事業所の所在地を所管する地域振興局長に届け出なければならない。その事業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

2 元売業者又は軽油製造業者等が、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等と、継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結したときは、その当事者（元売業者を除く。）は、その旨を、主たる事務所又は事業所の所在地を所管する地域振興局長に届け出なければならない。当該販売契約

が終了したときも、同様とする。

3 特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、前二項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を当該各項の規定に準じて地域振興局長に届け出なければならない。

(法第四百四十四条の二十二第四項又は法第四百四十四条の二十五第五項の規定による軽油引取税の普通徴収の手続)

第二百二十二条の十八 第二百二十二条第二項の規定によつて軽油引取税を徴収する場合には、次に掲げる者に対して、軽油引取税の納税通知書を交付する。

一 法第四百四十四条の二十二第一項の者又は同条第二項の法人若しくは人

二 法第四百四十四条の二十五第二項の者又は同条第三項の法人若しくは人

2 前項の場合における軽油引取税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

第二百二十三条第一項中「(昭和二十六年法律第八十五号)」を削り、「以下自動車税」を「以下この節」に改める。

第三百三十四条第一項中「身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの(以下この条、第三百三十六条の三及び第三百七十四条の十一において「身体障害者」という。)

又は精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの(以下この条、第三百三十六条の三及び第三百七十四条の十一において「精神障害者」という。)

及び「身体障害者若しくは当該精神障害者」を「身体障害者等」に改め、同条第二項中「身体障害者又は精神障害者」及び「身体障害者又は当該精神障害者」を「身体障害者等」に改める。

第三百三十六条の三第一項中「身体障害者又は精神障害者(第三百七十四条の十一において「身体障害者等」という。)

」を「身体障害者等」に改める。

第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除

第七百七十四条から第九百九十三条まで 削除

附則第二条第一項第二号中「附則第四条の二第一項」の下に、「附則第四条の二の二第一項」を加え、同項第三号中「附則第五条の四第六項」の下に、「法附則第五条の四の二第五項」を加える。

附則第四条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第一項中「居住年」の下に「(次条において「居住年」という。)

」を加え、同条第三項中「(県民税の納税通知書が送達された後に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。)

」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二の二 平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措

置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けるときは、法附則第五条の四の二第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

一 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第三十七条の四の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）

二 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の一月一日現在において法第三百七十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から法第四十五条の二第一項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合

3 第一項の規定の適用がある場合における第三十六条の三及び第三十六条の四の規定の適用については、第三十六条の三中「前三条」とあるのは「前三条及び附則第四条の二の二第一項」と、「前三条及び附則第四条の二の二第一項」の下に「附則第四条の二の二第一項」を加える。

附則第五条第二項中「附則第四条の二第一項」の下に「附則第四条の二の二第一項」を加える。
附則第七条第三項第二号中「附則第四条の二第一項」の下に「附則第四条の二の二第一項」を、「及び附則第七条第一項の規定による所得割の額」との下に「第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とを加え、「及び附則第四条の二第一項」を「附則第四条の二の二第一項」に改める。

附則第八条第三項第三号中「附則第四条の二第一項」の下に「附則第四条の二の二第一項」を、「及び附則第八条第一項の規定による所得割の額」との下に「第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とを加え、「及び附則第四条の二第一項」を「附則第四条の二の二第一項及び附則第四条の二の二第一項」に改める。

附則第九条第一項中「第三十五条第一項」の下に、「第三十五条の二第一項」を加え、同条第三項第三号中「附則第四条の二第一項」の下に、「附則第四条の二の二第一項」を、「及び附則第九条第一項の規定による所得割の額」との下に、「第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第九条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とを加え、「及び附則第四条の二第一項」を、「附則第四条の二第一項及び附則第四条の二の二第一項」に改める。

附則第十条第一項及び第二項中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第三項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に改め、同条第四項中「第十七号」を「第十六号」に改める。

附則第十二条第四項第三号中「附則第四条の二第一項」の下に、「附則第四条の二の二第一項」を、「及び附則第十二条第一項の規定による所得割の額」との下に、「第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とを加え、「及び附則第四条の二第一項」を、「附則第四条の二第一項及び附則第四条の二の二第一項」に改める。

附則第十二条の二第二項中「第三十七条の十第四項」を「第四条の四第三項、第三十七条の十第四項」に改め、同条第四項第三号中「附則第四条の二第二項」の下に、「附則第四条の二の二第一項」を、「及び附則第十二条の二第一項の規定による所得割の額」との下に、「第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とを加え、「及び附則第四条の二第一項」を、「附則第四条の二の二第一項」に改める。

附則第十二条の二の見出し中「特定管理株式」の下に「等」を加え、同条第一項中「という。」の下に「又は同条第一項に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の下に「又は特定保有株式」を加える。

附則第十二条の三第二項中「第三十七条の十二の二第五項」を「第三十七条の十二の二第十一項」に改める。

附則第十二条の四第一項中「又は」を、「譲渡所得又は」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第二項第一号中「第四十条の十四第二項第二号」を「第四十一条の十四第二項第三号」に改め、同項第三号中「附則第四条の二第一項」の下に、「附則第四条の二の二第一項」を、「及び附則第十二条の四第一項の規定による所得割の額」との下に、「第三十六条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とを加え、「及び附則第四条の二第一項」を、「附則第四条の二第一項及び附則第四条の二の二第一項」に改める。

附則第十二条の七中「平成十九年度及び平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「四千円」を「三千三百円」に改める。

附則第十五条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十六条第一項及び第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）」を「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正

する法律(平成二十一年法律第 号)に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、「従つて事業の譲渡」の下に「若しくは資産の譲渡(当該計画に従つて行われる事業の譲渡と一体のものとして行われる資産の譲渡又は当該計画に従つて行われる他の資産の譲渡と併せて一の事業の譲渡とみなすことができる資産の譲渡として法施行規則に規定するものに限る。以下この項において同じ。)」を加え、「同表第三号」を「同表第二号及び第五号」に改め、「から事業の譲渡」の下に「若しくは資産の譲渡」を加え、同項の表第一号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同表第二号中「第十号第二項」を「第八号第二項」に、「第九号第一項」を「第七号第一項」に、「第十号第一項」を「第八号第一項」に改め、同号を同表第二号とし、同表第四号を削り、同表第五号中「第十四号第二項」を「第十号第二項」に、「第十三号第一項」を「第九号第一項」に、「第十四号第一項」を「第十号第一項」に改め、同号を同表第三号とし、同表に次の二号を加える。

<p>四 特別措置法第十二条第二項に規定する認定資源生産性革新計画</p>	<p>特別措置法第十一条第一項の規定による認定(特別措置法第十二条第一項の規定による変更の認定を含む。)</p>	<p>特別措置法第十二条第一項に規定する認定資源生産性革新事業者</p>
<p>五 特別措置法第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画</p>	<p>特別措置法第三十九条の二第一項の規定による認定(特別措置法第三十九条の三第一項の規定による変更の認定を含む。)</p>	<p>特別措置法第三十九条の三第一項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者</p>

附則第十六条の二第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十七条中「の農地保有合理化法人」を「に規定する農地保有合理化法人等」に、「平成元年度」を「平成二十一年度」に、「平成元年四月一日」を「農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)の施行の日」に改める。

附則第十八条第二項中「第十六項第二号又は第十八項」を「第十七項第二号、第十九項又は第二十二項第一号若しくは第五号」に、「第七十条の四第二十四項若しくは第二十五項」を「第七十条の四第二十九項若しくは第三十項」に改め、同条第四項中「又は第十八項」とあるのは「」を「第十七項第二号、第十九項又は第二十二項第一号若しくは第五号」とあるのは「第十六項第二号」に、「第七十条の四第二十四項」とあるのは「」を「第七十条の四第二十九項若しくは第三十項」とあるのは「」に改め、「改正前の租税特別措置法第七十条の四第二十四項」の下に「若しくは第二十五項」を加える。

附則第十八条の三の次に次の四条を加える。

(自動車取得税の税率等の特例)

第十八条の四 自家用の自動車(第一百五条第一項の自動車をいう。以下この条において同じ。)で軽自動車(道路運送車両法第三条の軽自動車をい

う。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百八条の規定にかかわらず、百分の五とする。

2 第八項第一号若しくは第二号に掲げる軽油自動車又は第十項に規定する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第七条の規定による登録又は同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得(法附則第十二条の二の第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百八条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第十二条の二の第二項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この条において「車両総重量」という。)が三・五トンを超える軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第八項において同じ。)のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

(一) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で法施行規則に規定するもの(以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合すること。

(二) 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(三) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が法施行規則に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

二 第十一項に規定する第二種省エネルギー自動車

4 電気自動車(電気を動力源とする自動車で法施行規則に規定するものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則に規定するもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので法施行規則に規定するもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則に規定するもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則に規定するもの

6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法施行規則に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法施行規則に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・六（当該電力併用自動車バス又はトラックである場合にあっては、百分の二・七）を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの

（一）道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則に規定するもの（以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

（二）窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (三) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。
 - 二 車両総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則に規定するもの
 - (一) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則に規定するもの(以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。)に適合すること。
 - (二) 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - (三) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。
- 8 次に掲げる軽油自動車であつて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得(前三項、第十項又は第十一項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百八条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一)を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五)をそれぞれ控除した率とする。
- 一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則に規定するもの
 - 二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則に規定するもの
 - 三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車であつて法施行規則に規定するものうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則に規定するものに適合するもの
- 9 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までの間に行われた場合における第百九条及び第百十二条の規定の適用については、これらの規定中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。
- 10 第一種省エネルギー自動車(エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法施行規則に規定するもの(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。))の四分の一を超えないもので法施行規則

に規定するものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車(第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第百七条の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

11 第二種省エネルギー自動車(エネルギー消費効率率が基準エネルギー消費効率率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので法施行規則に規定するものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得(第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第百七条の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

12 前二項の規定は、第百十一条第一項から第三項までの規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の法施行規則に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)

第十八条の五 当分の間、第百十六条第三項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

(軽油引取税に係る免税の特例)

第十八条の六 第百二十二条の七、第百二十二条の八、第百二十二条の九、第百二十二条の十、第百二十二条の十四及び第百二十二条の十五の規定は、法附則第十二条の二の四第一項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第百二十二条の七第一項中「第百四十四条の六に規定する」とあるのは「附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、同条第三項中「第百四十四条の六に規定する」とあるのは「附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる」と読み替える。

2 前項の場合における第百十七条第一項第三号及び第四号、第百二十二条第一項並びに第百二十二条の三第一項及び第三項の規定の適用については、第百十七条第一項第三号及び第四号中「第百四十四条の六」とあるのは「第百四十四条の六又は法附則第十二条の二の四第一項」と、同項第四号中「同条」とあるのは「これらの規定」と、第百二十二条第一項中「第百十七条第一項」とあるのは「第百十七条第一項(附則第十八条の六第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、第百二十二条の三第一項及び第三項中「又は第百四十四条の六」とあるのは「若しくは第百四十四条の六又は附則第十二条の二の四第一項」とする。

3 第百二十二条の十の報告書のうち、次の各号に掲げるものの提出の期限は、同条本文の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 農業を営む者が免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に係る報告書で、その提出の期限が二月末日から翌年の三月末日までの間に到来するもの 翌年の四月末日

二 船舶の使用者その他の規則で定める者が免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に係る報告書で、その提出の期限が当該免税証の有効期間の末日が属する月の翌月の末日に到来するもの 当該免税証の有効期間の末日が属する月の翌月の末日

(軽油引取税の税率の特例)

第十八条の七 平成三十年三月三十一日までに第百十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第百十七条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第百十六条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第百二十一条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千円とする。

附則第二十二条から附則第二十四条までを次のように改める。

第二十二条から第二十四条まで 削除

(秋田県産業廃棄物税条例の一部改正)

第二条 秋田県産業廃棄物税条例(平成十四年秋田県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第六条の十七第二項第七号」を「第六条の十七第二項第九号」に改める。

(秋田県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 秋田県税条例の一部を改正する条例(平成二十年秋田県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項及び第五項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改める。

附則第十項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二」に改め、同項各号を削る。

附則第十三項中「(次項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)」を削る。

附則第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とする。

附則第十八項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「平成二十年改正法」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号。以下「平成二十年改正法」という。)」に、「平成二十年改正令」を「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第五百二十二号)」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第十二条の二第四項の規

び第十八条の改正規定並びに附則第四項及び第六項の規定 農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)の施行の日

五 第一条中秋田県県税条例附則第十六条第五項の改正規定(「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十六号)」を「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)」に改める部分、「同表第三号」を「同表第二号及び第五号」に改める部分及び同項の表を改める部分に限る。) 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)の施行の日

2 第一条の規定による改正後の秋田県県税条例(以下「新条例」という。) 附則第四条の二第三項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の県民税に係る同項に規定する県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 第一項第四号に定める日前の第一条の規定による改正前の秋田県県税条例(以下「旧条例」という。)第七十六条の六並びに第七十六条の七第二項及び第三項並びに附則第十七条に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 第一項第五号に定める日前に旧条例附則第十六条第五項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画(同表第三号の上欄に掲げる計画を除く。)に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第十八条の規定は、附則第一項第四号に定める日以後の新条例附則第十八条第一項に規定する農地等の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の旧条例附則第十八条第一項に規定する農地等の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

7 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

8 新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新条例第百十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは新条例第百十七条第一項各号(第三号及び

- 第四号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第百十六条第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。
- 9 施行日前に旧条例第百七十五条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは旧条例第百七十六条第一項各号(第三号及び第四号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧条例第百七十五条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 10 この条例の施行の際現にされている旧条例第百七十七条第一項の規定による仮特約業者の指定の申請は、新条例第百十九条第一項の規定による仮特約業者の指定の申請とみなす。
- 11 この条例の施行の際現に旧条例第百七十七条第一項の規定により仮特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該仮特約業者の指定は、新条例第百十九条第一項の規定による仮特約業者の指定とみなす。
- 12 この条例の施行の際現にされている旧条例第百七十八条第一項の規定による特約業者の指定の申請は、新条例第百二十条第一項の規定による特約業者の指定の申請とみなす。
- 13 この条例の施行の際現に旧条例第百七十八条第一項の規定により特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該特約業者の指定は、新条例第百二十条第一項の規定による特約業者の指定とみなす。
- 14 この条例の施行の際現にされている旧条例第百八十四条第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第百二十二条の五第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。
- 15 この条例の施行の際現に旧条例第百八十四条第三項の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者の当該登録特別徴収義務者の登録は、新条例第百二十二条の五第三項の規定による登録特別徴収義務者の登録とみなす。
- 16 この条例の施行の際現にされている旧条例第百八十四条第四項の規定による登録特別徴収義務者に係る登録事項の変更の登録の申請は、新条例第百二十二条の五第四項の規定による登録特別徴収義務者に係る登録事項の変更の登録の申請とみなす。
- 17 この条例の施行の際現にされている旧条例第百八十四条第五項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請は、新条例第百二十二条の五第五項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請とみなす。
- 18 この条例の施行の際現に旧条例第百八十四条の二第二項の規定により交付を受けている証票は、新条例第百二十二条の六第一項の規定により交付を受けた証票とみなす。
- 19 この条例の施行の際現に旧条例第百八十五条第一項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、地方税法等の一部を改正する法律(平成二

十一年法律第 号)による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。)第四百四十四条の六に規定する用途に係る免税軽油使用者証にあつては新条例第二百二十二条の七第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証と、新法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証にあつては新条例附則第十八条の六第一項において読み替えて準用する新条例第二百二十二条の七第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

20 この条例の施行の際現にされている旧条例第八十六条第一項の規定による免税証の交付の申請は、新法第四百四十四条の六に規定する用途に係る免税証の交付の申請にあつては新条例第二百二十二条の八第一項の規定による免税証の交付の申請と、新法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる用途に係る免税証の交付の申請にあつては新条例附則第十八条の六第一項において準用する新条例第二百二十二条の八第一項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

21 この条例の施行の際現に旧条例第八十六条第四項の規定により交付を受けている免税証は、新法第四百四十四条の六に規定する用途に係る免税証にあつては新法第四百四十四条の二の四第一項各号に掲げる用途に係る免税証と、新法附則第十二条の二の四第一項各号に掲げる用途に係る免税証にあつては新条例附則第十八条の六第一項において準用する新条例第二百二十二条の八第三項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

22 この条例の施行の際現に旧条例第九十二条第一項の規定により地域振興局長の承認を受けている者に係る同項の規定による当該地域振興局長の承認は、新条例第二百二十二条の十六第一項の規定による地域振興局長の承認とみなす。

23 この条例の施行の際現に旧条例第九十二条第五項の規定により交付を受けている製造等承認証は、新条例第二百二十二条の十六第五項の規定により交付を受けた製造等承認証とみなす。

24 施行日前に新条例第二百二十二条の十七第一項に規定する特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等が旧条例第九十二条の二の規定によりした届出は、新条例第二百二十二条の十七の規定によりした届出とみなす。

(秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例の一部改正)

25 秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例(昭和五十一年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。
第一条中「第八十五条第一項」を「第二百二十二条の七第一項」に改める。

26 (半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例及び中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)
次に掲げる条例の規定中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

一 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年秋田県条例第八号)附則第五項

二 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成十四年秋田県条例第一号)附則第三項

(特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部改正)

27

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例(平成十五年秋田県条例第六号)の一部を次のように改正する。
第五条第三項中「第七十四条の七第一項」を「第一百一十一条第一項」に改める。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(083)八七六六 F A X(083)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubara-prints.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄